

第 4 回

熊本県議会

# 経済環境常任委員会会議記録

平成25年8月19日

閉 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 4 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

平成25年8月19日（月曜日）

午前10時2分開議

午前11時49分閉会

本日の会議に付した事件

「幸せ実感くまもと4カ年戦略」の取り組みについて（政策評価表による報告）

報告事項

- ①平成24年度大気・有害化学物質・騒音等環境調査結果について
- ②平成24年度水質調査結果について
- ③2019年女子世界ハンドボール選手権大会の熊本県への招致について
- ④台湾 高雄市との国際交流促進覚書締結について

出席委員（7人）

委員 長 浦 田 祐三子  
 副委員 長 東 充 美  
 委 員 西 岡 勝 成  
 委 員 井 手 順 雄  
 委 員 小早川 宗 弘  
 委 員 森 浩 二  
 委 員 磯 田 毅

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 谷 崎 淳 一  
 政策審議監 末 廣 正 男  
 環境局長 村 山 栄 一  
 県民生活局長 佐 藤 祐 治  
 首席審議員兼  
 環境政策課長 宮 尾 千加子  
 水俣病保健課長 田 中 義 人

水俣病審査課長 中 山 広 海  
 環境立県推進課長 福 田 充  
 環境保全課長 松 田 隆 至  
 自然保護課長 江 上 憲 二  
 廃棄物対策課長 坂 本 孝 広  
 首席審議員兼  
 公共関与推進課長 中 島 克 彦  
 くらしの安全推進課長 石 崎 尚 喜  
 消費生活課長 杉 山 哲 恵  
 男女参画・協働推進課長 大 谷 祐 次  
 人権同和政策課長 中 富 恭 男  
 商工観光労働部  
 部長 真 崎 伸 一  
 政策審議監兼  
 商工政策課長 出 田 貴 康  
 商工労働局長 森 永 政 英  
 新産業振興局長 高 口 義 幸  
 観光経済交流局長 松 岡 岩 夫  
 商工振興金融課長 伊 藤 英 典  
 労働雇用課長 下 村 弘 之  
 産業人材育成課長 古 森 美津代  
 産業支援課長 奥 蘭 惣 幸  
 エネルギー政策課長 山 下 慶一郎  
 企業立地課長 寺 野 慎 吾  
 首席審議員兼  
 観光課長 渡 辺 純 一  
 国際課長 磯 田 淳  
 くまもとブランド推進課長 成 尾 雅 貴  
 企業局  
 局長 河 野 靖  
 総括審議員兼次長兼  
 総務経営課長 古 里 政 信  
 工務課長 福 原 俊 明  
 労働委員会事務局  
 局長 西 岡 由 典  
 審査調整課長 橋 本 博 之

事務局職員出席者

議事課主幹 左 座 守  
政務調査課課長補佐 春 日 潤 一

午前10時2分開議

○浦田祐三子委員長 それでは、ただいまから、第4回経済環境常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に7名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、議事次第2、幸せ実感くまもと4カ年戦略の取り組みについて、執行部の説明をお願いします。

説明は、まず、商工観光労働部政策審議監から総括説明を、そして、続いて関係各課長から資料の順に個別の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、審議を効率よく進めるために、執行部の説明は簡潔にお願いいたします。

また、本日の説明を行われる際は、執行部の皆さんは着席のまま行ってください。

それでは、順次説明をお願いいたします。

○出田政策審議監 お手元のA3判横長の平成25年度政策評価(案)、これに基づいて御説明をさせていただきます。

まず、1ページをお開きください。

まず、幸せ実感くまもと4カ年戦略と政策評価についてでございます。

左側(1)幸せ実感くまもと4カ年戦略の推進についてをごらんください。

限られた経営資源のもとで効率的な行政運営を行うため、前戦略に引き続き、PDCAマネジメントサイクルを活用して、幸せ実感くまもと4カ年戦略の着実な推進を図ることとしております。

ページの中ほどから下にPDCAマネジメントサイクルの図を示しております。

企画立案、予算編成のプランから、右回りに各部局の政策審議監等で構成いたします4カ年戦略推進会議で検討、調整を行いながら、D o、実行でございますが、事業を実施してまいります。

次に、実施した内容は、県民アンケートや外部有識者で構成する幸せ実感くまもと4カ年戦略委員会での意見等を踏まえて、適正に評価、チェックをいたします。そして、評価の結果を活用して、知事、副知事と各部局長で行う政策論議等を経て、次年度の施策の方向性を見出すなど改善を進め、さらに企画立案、予算編成のPにつないでいくと。こうしたサイクルを回していくことにより、政策の質的向上を図っていくことにしております。

次に、1ページ右側の(2)本県の政策評価についてをごらんください。政策評価の基本的な考え方を記載しております。

次の3点に基づいて政策評価を進めてまいります。

まず、1点目は、県民の視点でわかりやすい政策評価ということで、4カ年戦略に掲げた戦略指標の推移、達成度を使って評価を行う、県民アンケートにより県民の意識を把握する、外部評価により県民の意見を評価に反映させるということでございます。

次の2点目は、新4カ年戦略の階層に沿った評価、進捗管理でございます。

下のピラミッドの図の形で階層の体系をお示ししております。政策評価は、4つの取り組みの方向性と15の戦略に関する総括評価と75の主な施策に関する施策評価により構成することとしております。

3点目は、評価結果の活用でございます。

評価結果をもとに政策論議を行い、次年度の施策の方向性等の検討につなげてまいります。

右側の2ページは、今御説明をいたしました1ページ右側のピラミッドの上半分、施策評価に係る各評価表の対応関係を参考として

お示ししております。

次の3ページをお開きください。

平成25年度政策評価の概要をまとめております。左側(1)本県を取り巻く社会情勢を踏まえた今後の対応をごらんください。

最初に、新4カ年戦略の策定から1年が経過した現時点での全体としての評価を記載しております。一定の成果が上がっており、全体としてはおおむね順調に推移しているという認識でございます。しかしながら、2段目以降で、策定時から本県を取り巻く社会情勢が大きく変わってきているということで、その変化に対応する県の対応を記載しております。

まず、3段落目から4段落目にかけてでございますが、国政では第2次安倍内閣が発足し、大胆な金融政策を初めとする3本の矢が実行され、この流れを追い風とし、新4カ年戦略の加速化、景気、雇用の改善、財政健全化の推進という、3つを同時になし遂げられるよう、積極的に取り組んでいく必要があること、5段落目では、他方、TPP協定交渉が開始され、農業を初め大きな影響が考えられることから、情報収集、分析を初め、効果的な対応を行っていく必要があること、さらに、昨年7月の熊本広域大水害からの早期の復旧、復興に取り組んでいく必要があること、この大きく3点に留意しながら、新4カ年戦略を推進することとしております。

次に、ページの中ほどから下の(2)データで見る新4カ年戦略の推進状況等についてをごらんください。

①県民アンケートでございますが、5月に県内在住の満20歳以上の男女1,500人を対象に実施いたしました新4カ年戦略に関する意識調査の結果を記載しております。4つの取り組みの方向性ごとに整理しております。

まず、アの「活力を創る」についてでございますが、「活力溢れる元気なくまもと」に近づいているかどうかという問いに対して

は、そう思う、どちらかといえばそう思うと回答した人が全体の72.9%でございました。

ページ右側をごらんください。

ここは、戦略の下にぶら下がります施策が全体として26施策ありますが、それぞれの満足度と施策の今後の方向性について、それぞれ回答の割合の高いものから順に整理しております。

満足、またはやや満足と回答した割合が高いのは、「安全安心ブランド力を強化する」が、そして、もっと力を入れて取り組んでほしいとの回答割合が高いのは、「活力ある担い手を育てる」という施策が高く、全体としても4つの方向性の中では比較的高い結果となっております。

次に、イの「アジアとつながる」についてでございますが、「アジアの中で存在感のあるくまもと」に近づいているかどうかでは、そう思う、どちらかといえばそう思うと回答した人が59.4%でございました。県民生活のかかわり合いが限定的であるということでしょうか、4つの方向性の中では最も低く、その下の満足度、今後の方向性ともに低い結果となっております。

次に、4ページをごらんください。

「安心を実現する」については、「いつまでも楽しく、元気で、安心して暮らせるくまもと」に近づいているかどうかでは、そう思う、どちらかといえばそう思うと回答した人が76.6%でございます。

「安心を実現する」は全部で21施策ありますが、満足度は20%以上40%未満の区分の割合が高い結果となっております。

反面、施策の今後の方向性のところを見ていただきますと、6割以上の方がもっと力を入れて取り組んでほしいという施策が21施策中18施策と高い結果となっております。中でも、若者の雇用を進めるや病気になっても安心して暮らせる施策などが顕著でございます。

最後のエ「百年の礎を築く」についてでございますが、「誇りを持ち、夢の実現に挑戦するくまもと」に近づいているかどうかでは、そう思う、どちらかといえばそう思うと回答した人が77.8%でございました。

「百年の礎を築く」は、全部で24施策ありますが、施策に対する満足度では、地下水を守り抜くや阿蘇の草原・景観を引き継ぐがいずれも4割を超えており、満足度が高くなっています。

ページ右上の施策の今後の方向性では、夢を広げるや学力を育むといった教育分野が高い結果となっております。

次に、その下の幸せ実感くまもと4カ年戦略の認知度です。

知っていたとの回答が36%と、県民の3人に1人は知っていたという結果でございました。今後一層戦略への関心を高め、理解につながるような工夫をしてみたいと思っております。

次に、②戦略指標の動向でございます。

延べ77の戦略指標のうち、集計中を除く動向でございます。全体では56指標が上向き、4指標が横ばい、9指標が下向きとなっております。また、10指標が、最終年度——平成27年度でございますが、の目標値を達成しております。

次に、総括評価表の御説明をいたします。

5ページでございます。

ここからは、戦略の4つの方向性ごとに、基本見開きで評価をまとめております。なお、本日は、時間の関係で全ての戦略についての御説明は割愛させていただきます。

当委員会所管となります戦略といたしましては、商工観光労働部関係は、5ページの戦略1「ビッグチャンスを生かす」、戦略3「地域力を高める」、戦略4「未来型エネルギーのトップランナー」。

7ページをお開きください。

7ページの戦略5「アクション・アジ

ア」、それから9ページをお開きください。戦略7の「子どもの育ちと若者のチャレンジを応援」、戦略8の「障がいのある人が暮らしやすい熊本」、11ページをお開きください。戦略11の「熊本都市圏の拠点性向上」、戦略12の「悠久の宝の継承」、戦略14の「熊本アカデミズム」、戦略15の「夢を叶える教育」に関する施策の推進に取り組んでいるところでございます。

また、環境生活部関係では、戻りまして5ページでございます。

戦略4の「未来型エネルギーのトップランナー」、それから2つめくっていただき、9ページでございますが——申しわけございません、行ったり来たりで。戦略7の「子どもの育ちと若者のチャレンジを応援」、戦略9の「人が人として互いに尊重される安全安心な熊本」、戦略10の「災害に負けない熊本」、それから11ページでございます。戦略12「悠久の宝の継承」、戦略13「環境を豊かに」に関する各施策の推進に取り組んでおります。

その中から、本日は、大変申しわけございません、もう一回ちょっと5ページに戻っていただいて、戦略1の「ビッグチャンスを生かす」の中から、施策01の中小企業のチャレンジをサポートする、同じく施策03の熊本イノベーションを進める、それから、右側でございます、戦略4の施策24、エネルギーの地産地消を進める、それからページが飛びまして、2枚めくっていただきまして、9ページの右側の戦略9、施策48、消費者の暮らしを守る、それから11ページに移っていただきまして、右側でございます。戦略13、環境を豊かにのこのころの施策67、環境教育を進めるの各施策について、平成24年度の主な成果、それと25年度の推進方針、進捗状況等につきまして、関係各課長より御説明を申し上げます。

以上でございます。

○伊藤商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

経済環境常任委員会説明資料をお願いいたします。

1ページをお開きください。

戦略1「ビッグチャンスを生かす」の中に、施策といたしまして、中小企業のチャレンジをサポートするを位置づけております。

具体的には、取組内容にありますように、中小企業の経営力強化に向け、金融機関が事業の将来性などを見通して支援する取り組みを後押しするため、金融機関や商工団体など関係機関が連携する仕組みを構築し、資金繰りの円滑化を図ることとしております。

平成24年度の主な成果でございますが、アンケート調査や商工団体、それから金融機関との意見交換会などを行い、中小企業が持つ経営課題の洗い出しを行いました。また、商工団体や金融機関の職員によるワークショップを行い、その提案等を受けまして、商工団体と金融機関が連携して中小企業を支援するチャレンジサポート融資制度の創設準備を行ったところでございます。

平成25年度における推進方針、推進状況でございますが、中小企業に対して金融と経営支援を一体的、継続的に行う取り組みを進めるため、金融機関や商工団体等の協力を得て、事業者に対してチャレンジサポート融資制度の活用を促していくこととしております。

また、さまざまな経営課題を抱えます経営革新企業や新規事業者などの事業活動を支援するため、相談会、個別指導などを行い、経営体質の強化や経営力向上を図ることとしております。

あわせまして、新商品開発や異業種転換など、新しい視点を踏まえた事業承継、起業化の取り組みを支援するため、セミナーの開催、それから専門家の派遣などを行うこととしております。

今後の方向性でございますが、チャレンジサポート融資を活用して、金融機関と商工団体等経営支援機関が連携して継続的に事業を支援する取り組みをふやし、中小企業の経営力の強化を図っていきたいと考えているところでございます。また、商工団体等の協力も得まして、経営革新計画策定などに取り組む中小企業を支援し、中小企業の技術革新や販路拡大を推進していきたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○奥菌産業支援課長 引き続き、中小企業のチャレンジをサポートする観点から、産業支援課でございます。

2ページをお願いいたします。

次代の県経済を力強く牽引していくリーディング企業の創出に向け、支援をしているところでございます。

制度内容につきましては、中ほどのところを見ていただきたいと思っておりますけれども、まず、リーディング企業を育成する企業を認定し、サポートチームを結成しております。対象といたしましては、製造業が主でございますが、頑張る県内企業であれば分野を問わず公募しておりまして、自社を分析し強みを生かして業績を上げるシナリオを持っている企業をリーディング育成企業として認定しております。

認定されますと、産業支援課、産業支援財団、産業技術センターを初め、シナリオの内容によりまして、関係する大学や金融などの機関とともにサポートチームを編成しております。そして、総合的なサポートをするというところでやっております。

サポートの一環といたしまして、リーディングの補助金であるとか、トライアル購入であるとか、各種優遇措置も用意しているところでございます。

認定の際の目標は、付加価値10億円を達成するということとしております。

付加価値額というものは要因が3つございまして、まず、企業の利益ですね。それから、人件費、それから施設投資の減価償却分、この3つを合算した額でございまして、企業活動によりまして新しい価値をどれくらい創出したかということの評価軸にしておるところでございます。

現在、付加価値10億円を達成している企業、左側上でございますけれども、3社出てまいりました。なお、付加価値が1億円未満でも、おもしろいビジネスモデルを持っているとか、技術的に有望なものを持っているきらりと光る企業につきましては、サブリーディングとして位置づけて認定をしているところでございます。

現在、リーディング育成企業が33社、サブリーディングが11社、あわせて44社を認定してサポートを行っておるところでございます。

一番右端になりますけれども、最終的にリーディング企業といたしまして20から30の社を創出させて、リーディング企業群を形成させることを目標としております。

以上でございます。

○寺野企業立地課長 3ページをお願いいたします。

戦略1「ビッグチャンスを生かす」の主な施策、熊本イノベーション、熊本発の新製品の創出の項目でございます。

企業誘致につきましては、新規企業へのアプローチはもとより、既に立地していただいている企業のフォローアップを徹底することを基本としまして、県内への投資と雇用の拡大を図っております。

加えて、国内拠点の再編集約、あるいは海外転換などが進んでいるため、企業の生産拠点到研究開発部門を併設し、製品開発力を持

つ工場や海外を初め他の工場への技術指導を行うマザー工場など、本県に立地する工場等の拠点化に視点を置いた誘致を進めているところでございます。

これらによりまして、メイド・イン・熊本の製品が世界市場を席卷するよう、最先端の研究開発部門を兼ね備えた企業の集積に取り組んでおります。

1番、24年度の主な成果でございますが、新規の企業立地件数が11件、うち研究開発部門が2件、新規雇用予定者数が492人となっております。また、既立地企業に対するフォローアップによりまして、増設の企業立地件数が19件、うち研究開発部門が4件、新規雇用予定者数が721人となりまして、合計で企業立地が30件、うち研究開発部門が6件、新規雇用予定者数が1,213人となっております。

また、あわせまして、大学などの研究シーズと企業の研究開発ニーズとのマッチングなどによる創造的企業誘致も進めているところでございます。

2番、平成25年度の状況でございますが、今申し上げた考え方に立ちながら、ターゲット企業の絞り込みと重点的なアプローチを図るための知事トップセミナーを開催、ことは、秋に東京、名古屋を予定しております。あるいは、セミコンジャパン等の産業展示会への出展や企業誘致可能性調査を実施してまいります。

また、企業の本社が集まっております東京、大阪などのエリアにつきましては、東京、大阪の事務所と連携しまして、引き続き効率的な誘致活動を行ってまいります。

さらに、セミコン台湾への出展や上海事務所などを通じまして、グローバル企業をターゲットとした誘致活動を進めてまいります。

なお、今年度は、現時点で14件の立地協定、うち研究開発部門は2件となっております。

最後に、今後の方向性としまして、蒲島県政2期目は、企業立地件数を100件、うち研究開発部門の立地件数を10件、これらによる新規雇用予定者数が5,500人という目標に向かって取り組んでまいります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○奥菌産業支援課長 熊本イノベーションを進めるという観点から、産業支援課でございます。

4ページをお願いいたします。

ここでは、次世代耐熱マグネシウム合金と有機薄膜関連技術、2つほど御紹介したいと思います。ちょっとわかりづらい内容でございますので、実物を持ってまいりましたので、ちょっと見ながらお願いいたしたいと思ひます。

まず1番目、次世代マグネシウム合金でございますが、ここで一番の売りは軽さでございます。鉄の4.3倍、それからアルミの1.5倍で、特に今省エネの観点から軽量化が全ての製造業で命題となっております。そこが大きな魅力となっております。済みません、書いてありますのではなくて、ちょっと説明させていただきますいております。

それで、そこが魅力でございますけれども、ただ欠点もございまして、実は強度がないということと燃えやすいという欠点がございました。この2つの欠点を克服いたしましたのが、今、回しております次世代のマグネシウム合金ということで、通称KUMADA I マグネと言っておりますけれども、開発者は熊大工学部の河村教授でございますけれども、その研究開発を、平成18年に、国のほうから12億ほど補助をいただきまして、鋭意研究開発をやってきたわけでございます。それがかなり成功いたしまして、現在の形にまでなっております。

現在、第3段階まで行っております。今の段階は、そのできましたものをどういふふう

に商品化、開発していくかというレベルまで達しておるところでございます。

そういう観点で、24年度の取り組みでございますけれども、これまで築き上げました産学官の連携を維持いたしまして、さらにそれを推進するということまで来ております。

また、不二ライトメタル、長洲にある工場でございます。そこでは、溶解、鋳造から切削、切断、鍛造といった加工までの一貫試作工場を24年の10月に稼働させております。

こうした一貫の試作工場からの資材供給能力を生かして事業化案件創出を目指しておりますところでございます。

県といたしましては、そういう推進事業を形づけるために、その商品化のための後押しの予算をつけておりまして、くまもとマグネシウム商品化研究会を中心にその活動をやってるところでございます。

次世代マグネシウム合金については以上でございます。

続きまして、2番目でございますが、(2)有機薄膜関連の技術関係でございます。

これについてもちょっと御説明させていただきたいと思ひますけれども、現在県の主力産業でございます半導体産業の次世代の技術として注目されているところでございます。有機薄膜技術でつくり出された商品といたしましては、ディスプレイであるとか、照明であるとか、太陽発電のパネルでございます。

今お手元に回しておりますのが、照明のサンプルでございます。

これにつきましても、平成21年度ぐらいから始めておりまして、産業技術センターのほうに国の補助で研究機器を整備をさせていただいて、さらに文科省の補助をいただきまして、ハード面、ソフト面の拠点というものが今形成されておるところでございます。

そういうことで、かなり進めておりますけれども、今の課題といたしましては、地場がこういう技術をどういふふう活用していく



かということが大きな課題になっております。

このため、平成24年の7月に、くまもと有機エレクトロニクス産業促進協議会というものを設置いたしまして、現在、30の企業、団体が、商品企画であるとか強度研究開発をやりながら活動をしているところでございます。

県といたしましては、その後押しといたしまして、有機エレクトロニクス事業化促進事業といたしまして、試作商品の開発とかそういうものに対して助成を行っておるところでございます。

今後とも、国等の競争的な資金を獲得しながら、研究拠点としての開発力を充実させるために、協議会の活動を強化して早期に市場化件数を増加させてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○山下エネルギー政策課長 エネルギー政策課です。

委員会説明資料の5ページをお願いいたします。

戦略4「未来型エネルギーのトップランナー」、新エネ・省エネの先進県をめざします。

主な施策は、エネルギーの地産地消を進める、取り組みの内容は、小国町、南阿蘇村などの豊富な地熱・温泉熱資源を活用した発電など、本県の特性を生かした多様なエネルギーについて、産学官連携による調査研究等を進め、地域と連携しながらできる限りの早期導入を目指すとしております。

まず、(1)の地熱・温泉熱発電についてでございますが、地域と産学行政が連携して熊本県地熱・温泉熱研究会を昨年8月に設立し、地熱と温泉熱の関係の正しい理解と参加者の相互理解に努めました。この取り組みにより、国の助成事業に小国町から温泉事業者

2件が採択を受け、温泉熱発電事業化に向け検討がスタートしました。

25年度は、ページの真ん中になりますが、小国町での温泉事業者による発電事業化計画の策定の支援を実施します。南阿蘇村のほうでは、一部事業者が発電を計画検討しており、地元調整などの支援を実施してまいります。

右側の欄になりますが、今後の方向性としては、温泉熱発電の事業化を促進するとともに、引き続き関係者の地熱発電に関する理解促進に努め、地熱・温泉熱発電の事業化にめどをつけられよう支援をしていきたいと考えております。

次に、左側の(2)の小水力発電については、産学官で23年に熊本県小水力発電研究会を設置、研究検討、支援を実施してきた結果、本年3月に、県内事業者が中心になって民間事業会社が設立され、南阿蘇村において売電モデル第1号となる発電所建設が決定しました。

右側(3)になりますが、今年度は、事業の成功に向けて、県では、各種許認可等の支援や県内で事業を検討する事業者の掘り起こし、県内企業とのマッチング、地元調整等を実施します。

今後の方向性としましては、県内の企業や団体等が主体となって、発電所設置が進んでいくよう、積極的に支援を行ってまいります。

次に、真ん中の欄の上のほう、(1)新エネルギー導入の推進についてでございますが、エネルギーの地産地消に向け、県内の新エネルギーで得られた利益をできる限り県民に還元する県民発電所構想を推進するなど、県民総ぐるみで新エネルギーの導入の加速化を図ってまいります。

今後の方向性としましては、県民発電所事業を初め、エネルギーを通じた地域活性化を図っていききたいというふうに考えておりま

す。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○杉山消費生活課長 消費生活課でございます。

説明資料6ページをお開きいただきます。

戦略9「人が人として互いに尊重される安全安心な熊本」、主な施策としては、消費者の暮らしを守るでございます。

1番目の取り組み内容、住民に身近な市町村の消費者行政の推進でございますが、相談窓口の機能強化等を中心として支援に努めているところでございます。

1の平成24年度の主な成果につきましては、3点挙げております。

(1)の相談体制の整備でございますが、24年度までに県下14市全てに消費生活センターが設置されました。

(2)の広域連携につきましては、相談体制の強化につながるものですが、上益城4町の連携が24年の4月1日からスタートし、成果を上げております。

(3)の消費者被害を地域で守るという観点からの見守りネットワークの推進につきましては、菊池市と阿蘇市での推進員養成講座開催を支援しました。

主な成果の補足といたしまして、8ページと9ページに資料をつけておりますので、ごらんいただきたいと思います。

まず、8ページの相談窓口開設の推移でございますが、熊本県の地図を左右に配置しております。左が平成20年度末の状況、右が平成25年5月の状況でございます。色の一番濃い部分が、消費生活センターが設置されているところ、次に濃い部分が、消費生活センターとしての基準は満たしておりませんが、消費生活相談員を配置しているところでございます。

平成21年度から、国の基金を活用しまし

て、市町村の相談機能の強化に努めた結果といたしまして、飛躍的に相談体制が整備されてきているのを見てとれると思います。

続いて、9ページでございますが、上益城4町の広域連携の取り組みを示しております。

4町で共同して1人の相談員を雇用し、その相談員が毎週火水木金と4町を巡回していくシステムでございます。そのため、4町の住民は、週4日どの町でも相談を受けることができるということになります。

具体的な成果として、ページ右側上の表に数字を示しております。

4町への相談件数の合計を見ますと、広域連携がスタートした24年度について見ますと、対前年比14倍と大幅に増加しております。県のセンターへの相談件数は減少しておりませんので、増加分は純粋な掘り起こしにつながっているものと思われま

す。それでは、再び6ページにお戻り願います。

2の平成25年度の推進方針と推進状況でございますが、引き続き、住民に身近な市町村における相談機能の強化支援に取り組んでいくことといたしております。

なお、現在までの成果といたしましては、(2)に示しておりますように、25年の4月に高森、南阿蘇及び5月に菊陽、大津の広域連携が相次いで実現したところでございます。

3の今後の方向性でございますが、市町村の実情を踏まえながら、それぞれに適した支援策を講じていくことといたしております。

また、(2)に示しておりますように、支援に当たっては、①から③に掲げます広域連携、見守りネットワーク及び庁内連携という3つの連携支援に重点的に取り組んでまいります。

6ページの一番下に枠囲みで、参考としまして、県の消費生活センターに寄せられた相談に伴う平成24年度の被害想定額と被害救済

額を示しております。被害想定額13億1,600万円に対しまして、救済額が3億3,100万円でございます。相談に伴い、被害想定額の約4分の1が救済につながっていることとなります。市町村の数字は把握しておりませんが、市町村の相談体制が整備されるに従い、被害救済も高まっているものと想定されます。

続きまして、7ページをごらんください。

取り組み内容の2番目でございますが、消費者被害の未然防止という観点から、消費者教育・啓発の推進と事業者に対する指導の徹底に努めているところでございます。

1の平成24年度の主な成果でございますが、(1)の消費者教育・啓発については、①のさまざまな世代に対する出前講座の実施や、③の悪質商法の新たな手口や重大事故などについて注意を喚起します緊急消費者トラブル注意報の発信に積極的に取り組んでおります。

(2)の事業者指導につきましては、①から③に掲げておりますように、特商法や景表法に基づく文書指導や口頭指導に加えまして、貸金業法に基づく立入検査を実施しているところでございます。

主な成果の補足としまして、10ページと11ページに資料をつけておりますので、ごらんください。

10ページの左側、平成24年度の出前講座の実施状況でございますが、高齢者、教育及び一般と3種類の講座で、計224件、受講者1万5,745人という実績を上げております。また、右側の緊急！消費者トラブル注意報の発行につきましては、平成24年度の1年間で延べ13回発行して注意喚起に努めております。

続いて、11ページにつきましては、最近発行しました健康食品の送りつけに係る注意報を参考までにつけておりますので、ごらんください。

それでは、再び7ページにお戻りいただき

たいと思います。

2の平成25年度の推進方針と推進状況でございますが、(1)の消費者教育・啓発につきましては、昨年12月に施行されました消費者教育推進法の趣旨を踏まえつつ、さまざまな年代を対象にするとともに、環境教育や食育等のテーマとあわせて実施するなど、消費者教育・啓発を総合的に実施することといたしております。

具体的な取り組みといたしましては、①と②に掲げておりますように、消費者教育推進法に基づく地域協議会を組織しますとともに、消費者教育を推進する上での指針となります県消費者教育推進計画の策定作業に取りかかることといたしております。

消費生活課につきましては以上でございます。

○石崎くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

資料のほうは、12、13ページをお開きください。

くらしの安全推進課では、消費者保護対策の強化としまして、日常生活の基盤であります食の安全、安心の確保に取り組んでおります。

1、平成24年度の主な成果としましては、まず、(1)のイベントなどでの情報発信につきまして、農業フェアや田崎市場感謝祭など多くの消費者が集まる5つのイベント会場におきまして、食の安全に関する関係機関、団体の取り組みを紹介するパネル展示や来場者に食の安全に関するクイズを出すなどして、消費者の意識啓発に努めました。

次に、(2)の出前講座などの実施につきましては、年間24回の出前講座やリスクコミュニケーションを題材とする食の安全セミナー、農薬や遺伝子組み換え食品に関する地域での意見交換会などを開催し、約3,500人の参加者に対しまして、食品の安全性や食品表

示に関する知識の普及に努めました。

(3)の若年層への学習機会の提供につきましては、子供のころから食品の安全性について関心を持たせることが必要との判断から、今回初めて中学生を対象としたジュニア食品安全ゼミナールと食品化学科の高校生を対象とした食品表示出前講座を開催し、生徒の食の安全に関する正しい知識の習得に努めました。

13ページの(4)の食品検査につきましては、お手元にお配りしてあるかと思いますが、リーフレット・食品検査による「食の安全安心の確保」の2ページのところの平成24年度の食品検査内容の部分にお示ししておりますが、食品衛生法では製造加工段階と流通段階の食品検査が義務づけられておりますが、本県では独自に条例に基づき出荷前の生産段階での残留農薬などの検査も実施しております。

昨年度は、本県独自に実施している出荷前の生産段階での検査では31種類、101検体を検査しましたが、残留農薬などの基準超過はありませんでした。また、食品衛生法に基づく製造加工段階や流通段階での検査では、732検体中11検体で、大腸菌などの微生物の基準超過が8件、食品添加物の使用基準違反が2件、アレルギー物質の表示漏れが1件見つかかり、出荷や販売を停止させております。アレルギー物質の表示漏れは命にかかわるおそれもありますので、今後とも指導を強化していきたいと思っております。

次に、2の平成25年度の推進方針などにつきましては、(1)の情報発信やセミナーなどにつきましては、より多くの消費者の意識啓発を図るため、引き続き積極的に取り組んでまいります。

(2)の若年層対策については、各学校の家庭科の先生方の協力を得て、一校でも多くの中学校や高校で開催したいと考えております。また、現在、県立大学との共同で子供向

け教材の開発に取り組んでおり、年度内には完成させたいと考えております。

(3)の食品検査体制の堅持につきましては、全国トップレベルの本県の食品検査体制を支えておりますのは、LCMSMSと呼ばれます高精度食品検査機器とその分析結果を解読できる全国指折りの検査員のおかげであります。しかしながら、検査機器につきましては、平成17年に導入したものであり、既に導入後8年が経過し機器が老朽化したことから、本年9月に新機種に更新することとしております。

3の今後の方向性としましては、食品の安全性や県民の食に関する信頼性を高めるため、監視指導などを通じて食品関連事業者のコンプライアンス向上による産地偽装などの絶無に努めることはもとより、消費者みずから食の安全についての正しい知識を持ち、風評被害に惑わされることなく適切に食品を選択していただけるよう、適切な情報発信が重要であると考えております。

このため、今後の具体的な取り組みとしましては、中学生や高校生を対象とした講座を積極的に開催し、子供のころから食の安全に興味を持ち、正しい知識を習得して、みずから適切に判断できる賢い消費者の育成に努めてまいります。

また、県民の食に対する安心感というものは、その時々的情勢で大きく変化しますけれども、全国トップレベルの検査体制を堅持するとともに、関係機関や団体が連携して積極的な情報発信に努め、県民の安心感向上に努めてまいりたいと考えております。

くらしの安全推進課は以上でございます。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課です。

資料14ページをお願いします。

「百年の礎を築く」の中の戦略13「環境を豊かに」、施策は、環境教育を進めるでござ

います。

取り組み内容は、環境センターを拠点としたさまざまな学習の場の提供など、教育機関、企業、NPOと連携し、県民の行動に結びつく環境教育を進めるものでございます。

環境教育の推進に当たりましては、教育委員会が実施する事業や林務部門が実施する事業などとともに実施しているものでございますが、本日は、環境立県推進課で取り組んでおります環境センターを中心とした環境教育とNPO等の取り組みへの支援の2点について御説明申し上げます。

平成24年度の主な成果でございますが、まず、(1)の環境センターを中心とした行政の取り組みでございます。

県内全ての小学5年生が水俣を訪れ学習する「水俣に学ぶ肥後っ子」推進事業で381校、1万8,030人が環境センターを訪れるなど、昨年度の環境センターの来館者は3万2,151人でした。また、職員を派遣する出前講座を115回実施し、6,815人が受講いたしました。これによりまして、来館者、受講者の環境保全に関する理解を深めることができたと考えております。

次に、(2)のNPO等民間団体の取り組みへの支援です

昨年度、環境教育に取り組むNPO等の実態を把握するため、アンケート調査を行いました。その結果、資金面などの活動基盤が弱いこと、学校や企業との連携が弱いことなどの課題が明らかになりました。

また、NPOや教育関係者と企画段階から協働して環境教育フォーラムを開催いたしました。これによりまして、環境教育実施主体間のネットワーク形成のきっかけづくりができたと考えております。

次に、本年度の取り組みでございます。

(1)の行政の取り組みといたしましては、「水俣に学ぶ肥後っ子」推進事業に継続して取り組むとともに、新たに、くまエコ学校夏

休み特別授業を初め、水環境学習、自然体験学習などの講座を開催し、環境意識の醸成や環境活動の実践につなげてまいりたいと考えております。

また、(2)でございますが、アンケート調査の課題を踏まえまして、NPOと企業や学校が連携した環境教育のモデル事業を実施して、民間団体を主体とした継続的な環境教育の方策を検討することとしております。

最後に、今後の方向性でございますが、(1)の行政の取り組みといたしましては、環境センター、水俣病資料館、水俣病情報センターと相互に情報を共有しながら、学校ニーズに応じた学習プログラムを実施し、来館者や出前講座の受講者数をふやし、環境保全意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。

また、(2)でございますが、本年度実施しますモデル事業の成果を生かしまして、行政や企業、NPOなど、多様な環境教育の実施主体が、干潟や里山などの自然、メガソーラーなどの再生可能エネルギー施設などの地域資源を活用して、さらに学校と連携、協働して環境教育に取り組んでまいりたいと考えております。

資料15ページに、これまでの主な環境教育の取り組みなどの資料をつけております。

ポイントを申し上げますと、平成5年8月に環境センターが開館し、環境センターを拠点として環境教育に取り組んでまいりました。平成23年4月からは、「水俣に学ぶ肥後っ子」推進事業を開始いたしました。今月環境センターは開館20年を迎えますが、この間約65万人が来館しております。

下段に過去5年間の来館者数の推移等の資料を掲載しておりますが、来館者数は横ばいしないし微減という状況でございます。これは、環境センターの来館者の9割を占めます小中学生の数が減少しているということが大きな要因であると考えております。

今後は、教育委員会と連携し、教育内容の充実を図ることや、NPOなどと連携した出前講座の充実などに取り組んでまいりたいと考えております。

なお、お手元に、別冊で、くまエコ学習帳というくまモンが表紙に載っている資料をお配りさせていただきました。これは、小学校高学年を主な対象として作成いたしましたものでございまして、県内全ての小学5年生に配付をいたしております。この学習帳を使った勉強会を、先週16日に八代市で実施いたしました。また、あさって21日は熊本市で特別授業を開催することとしております。

こういった形で、広く県民の方々が環境を学ぶ機会に触れることができるように取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○浦田祐三子委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

○西岡勝成委員 フードバレー構想や起業化を支援するという事に関するんですけども、実は、天草のほうで、魚類養殖の残渣、フィレ加工の残渣が、これはもうきれいなやつですね。要するに、ブリあたりの頭とか内臓とか三枚におろしたときの残渣が大体2,000トンぐらい、年間出てきます。また、牛深は、さばぶしとか、そういう節類の日本の産地なんですけれども、ここでも大体2,000トン残渣が出てくるんですね。これは非常にきれいな残渣。それとまた、養殖業者では、この夏場、年間に大体200トンぐらい死魚が出てくるんですけども、その処理に非常に困らされて、死魚のほうは、特ににおいもするし、非常に処理が難しいんですが、この食品残渣というのは、非常にきれいで、特に青物の残渣は、DHAとか、EPAとか、非常に高価な、今サプリメント用に注目されて

いる物質もたくさん含まれてるし、私も枕崎の加工場を見学しに行ったんですけども、あそこはかつおぶしの一大産地で、しかもあそこは冷凍物を処理しますので、毎日定量の食品残渣が出てくるものですから、その加工業者が、加工組合が、その残渣を毎日活用しながら、そういう飼料とか、肥料とか、EPAとか、DHAの物質まで取り出すようなことまでやって、非常にいい成績を上げて、薬品会社とも連携をとりながら事業がスムーズに行ってるんですけども、非常にもったいない資源であるので、今水俣と人吉の方たちが、これは市からも助成金をもらって研究されておりますが、ただ、それは油をとって燃やすぐらいの感じのあれなんですね。付加価値として非常にまだ低いし、どうせなら、そのきれいな、要するにDHAとかEPAがとれるような物質がたくさんあるわけですので、その辺まで進めて、フードバレーとかそういう起業化の支援に何とかつなげていってほしいと思いますけれども、そういう水俣での話を何か御存じなら、わかりますか。

環境整備組合の組合長さんが、福田さんところでそういう事業をされている、連携してやられておる話は聞いたんですけども、ぜひ、そういうもの、捨てるのに困っている、処理に困っている、そして、これは非常にある意味資源的にも可能性を持っているものがありますので、ぜひその辺も含めて御検討をいただきたい。

もう1つ、いいですか。

これは県民発電所の関係ですけども、漁港用地が——結構漁港というのは、やはり岸壁の深さを維持する、確保するために、ある程度前面まで浅いところは埋め立てて漁港をつくるんですね。ずっと昔はそうやって、やってきたんですけども、そのために結構背後地が広くあって、そこは、水産用の工事用地として、例えば消波ブロックをつくったり、ケーソンをつくったりする用地として使

っているんですが、結構調べてみると、もう大体漁港整備も終わってますから、かなり余った部分があるんですね。ああいうところ、まあ風の問題もあるでしょうが、周りは何にもないところで、そういうものを活用してソーラーの場所をどうにか確保できないのか。

それは非常に補助金でできてますから、なかなか簡単にはいかないと思いますけれども、私は、もう工事用地としてのものはある程度確保できてれば、そんなにあちらこちらにそういうスペースというのは必要ないと思うので、この辺は国との交渉いろいろあると思いますけれども、一等地があるんですね、周りに。その辺の研究をぜひ進めていただきたいと思います。

以上2点、何かありましたら……。

○浦田祐三子委員長 まず1点目からじゃなくっていいですか。

○西岡勝成委員 1点目からでも、どっちでもいいです。

○奥菌産業支援課長 今、西岡先生のほうから話が出ました。いろんな可能性といいましょうか、もったいないことがあります。そういったものを拾い上げながら、産学官で一つ形にしていくというのが我々の一つのモデルでございますので、現在食品周辺の関連産業の調査を今やっているんです。

実は、これは食、ストライクじゃなくて、食の周りで、例えば、製造装置とか、システムとか、ITとか、物流とか、結構あります。そこで何かビジネスモデルのネタがないかというようなところで、現地に行ってそれを調べているという事情がございますので、そういったものをちょっと活用して、先生の今おっしゃった件についても調べてみたいと思っておるところでございます。できればそういうところで芽が出ればというふうに考え

ておるところでございます。

○西岡勝成委員 ぜひ、今ブームではありますけれども、医療の分野までそういう機能性食品が来ている部分もありますので、医療との連携といいますか、生薬としての可能性も持っているわけで、その辺、ぜひ、この有効な資源と起業化とフードバレーとあわせて、ぜひ考えていって調査をしてください。

○山下エネルギー政策課長 県民発電所につきましては、今年度予算をいただきまして、検討委員会を設けまして、県民による県民のための発電所をいかにつくっていくかと。

そもそも問題の背景としましては、現在34件ほどメガソーラーの本県立地が決まっておりますけれども、ほとんどが中央資本ということで、せっかくの売電で得られた収益がよその県に流れていってしまうということで、何とか地産地消、地元でうまく金を回すことができないかということで、いろいろ適地等についても今調査をしているところです。

県といたしましては、特に、例えば県立高校の廃校跡地の利活用等が問題になっておりますので、そういうところあたりであるとか、今先生が御指摘いただきましたように、もし仮に漁港の後背地で適当な場所がありますれば、早速農林水産部のほうに調査をいたしまして、適地等があればそういう形でできるかどうか、今後検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○浦田祐三子委員長 よろしいですか。ほかにどなたか質疑はございませんか。

○磯田毅委員 今の山下さんへの同じような質問ですけども、県の総合エネルギー計画というのが、平成32年だったですね、目標。その中で、家庭用の消費電力を省エネと節電

と新エネで賄うというような計画ですけれども、住宅用のソーラーが7万5,000件だったですかね、目標が。それと、ソーラー発電が50カ所だったと思いますけれども、その進捗状況はメガソーラーのほうはよく聞かれていますけれども、住宅用のものはどれだけ進捗しているのかということと、実は、私には個人的には地熱発電のほうは熊本県は可能性としては非常に高いと。ただし、いろんな国立公園内とか温泉とかいう悪い影響があって、なかなか進展が、まだ早急な進展にはなっていないということなんですけれども、我が国の地熱発電の可能性というのは2,300万キロワットかなんかで聞いたんですけれども、そういう原発の23基分に相当するような可能性を秘めているこの地熱発電ですね。これに対する、ここにも書いてありますけれども、進捗が、どうも私は遅いと。

ドイツあたりは、内容はちょっとわかりませんが、去年の8月の何日かには再生エネルギーだけで電力量が賄える日があったと聞いておりますけれども、そういう急速な普及というのはなかなか今は難しいですけれども、早く急いだほうが、やっぱり原料費、特に県から出ていくそういう原料費が再生可能エネルギーはゼロですから、そういった面では県内での経済にも非常にいい影響を出すだろうと思うわけですけれども、そういった地熱発電と、さっき言ったように住宅用の太陽光発電の進捗状況はどうなっているか、これを。

○山下エネルギー政策課長 先生おっしゃったように、総合エネルギー計画では、平成32年度までに、現在熊本県内の家庭で消費している電力、原油換算で100万キロリットル、これを新エネルギーの導入促進で60万キロリットル、省エネで40万キロリットルを何とかたたき出そうという野心的な目標を掲げておりますが、まず太陽光につきましては、平成

32年までに50件ということで、現在34件立地が進んでいるということで、件数的にはかなり順調な形で進んでいるのかなというふうに考えております。

住宅用につきましては、これは平成24年度のデータになりますけれども、大体一戸建てが熊本県内は44万戸ほどあるんですけれども、そのうち導入件数が3万9,000ということで、佐賀県に次いで全国第2位ということで、率にしまして8.9%ということで、これについても今年度4,000件分の県の補助の予算を組んでおりますので、これについても着実に進めていきたいというふうに考えております。

それと、地熱発電の件についてですけれども、先生の御指摘のとおり、私もなかなか進まないのをやきもきしているんです。きょうの新聞にも載っておりますけれども、日本は世界3番目に地熱資源が多いということで、原発23基分ということで、特に本県は火の国ということで、小国町、南阿蘇村を中心に地熱資源があるというのはわかっております。

ただ、平成14年に小国町で電源開発さんの失敗事例等もございまして、なかなか地元のほうで慎重なところもございまして、そこを何とか改善するために、昨年8月に熊本県地熱温泉熱研究会というのを立ち上げまして、地元の方々、観光協会の方々、温泉組合の方々、地元の市町村、それに国、それに事業をやりたいという方が集まっております、しかも有識者の方にも参加いただきまして、地熱と温泉熱の違いであるとか、いろんな理解促進に今努めているところで、まずは、掘削を伴うと必ず温泉に影響が出るのではないかなという御心配がございまして、まずは掘削を伴わない温泉熱発電ですね。今実際自噴している温泉熱を使って発電をすることによって、地熱資源がいかに関地域にとって有効なものであるかということ、十分に地



元の方に知っていただくことがまず重要ではないかということで、小国町では、昨年国の事業採択を受けて今具体的に進んでおりますし、その2件の採択を踏まえて、今現在も複数のいわゆる温泉事業者の方から話が舞い込んでおりますので、それを着実に進めることによって、最終的には大規模な地熱発電の実現につなげていくことができればと、そういうふうを考えております。

以上でございます。

○浦田祐三子委員長 よろしいですか。ほかに質問のあらわれる方は。

○小早川宗弘委員 資料の2ページですけれども、これは1ページからずっと「熊本の活力を創る」という部分で、2ページ。

ちょっと教えてほしいんですけど、付加価値額10億円を超える付加価値額というのは、この会社の売り上げとどういふような関係……。売り上げとかいうことではないんでしょう。ちょっと付加価値額という言葉ば。

○奥菌産業支援課長 ちょっとわかりづらいと思いますけれども、まず、企業が売り上げて利潤を上げますですね。もうかるのが3つございます。もうかる利潤でございますね。それから2番目が人件費、3番目が設備投資をしていると。ただ、これはもうどんとやりますから、計算上は減価償却していく。この1、2、3が生産活動で、その場所で新しい価値を生み出したという形で認定しておりますので、その3つの合計額、これが付加価値額と呼んでおるところでございます。

通常ですと、売り上げで大体指標をやりませけれども、売り上げというのは、例えば最終製品にどんと乗ってきますので、早い話が、例えば自動車産業で部品を100万ぐらいで買って120万で売るとした場合、120万というのが額になりますですね。ですから、実際

に生産活動をしてどれくらいの価値を生み出したかということに着目したほうがより適切じゃないかということで、こういう指標を使わせていただいております。

○小早川宗弘委員 わかりました。ちょっと説明を聞いててわかりづらい、言葉だけだったものですから、わかりづらい文章だなというふうに思いましたし、できるなら具体的に、どういう企業に対して、どれくらいの支援をしてあるのかというふうなことが、簡単な表でもいいですけども、今の段階でどれくらいの投資をしているのか、どういう取り組みをしているのかというのがもう少しわかりやすい資料があると、県民の皆さん方にも、この辺というのは、余り——皆さんは多分一生懸命取り組んでいらっしゃると思いますけれども、県民には余り見えない部分があるとじゃなからうかなというふうに思いますので、税金を使っているというふうな関係から、もう少しわかりやすい資料を、簡単にいいですけども、追加していただければなと。

これは3ページでも何か同じような感じで、ちょっとわかりにくいかなというふうに思いましたので、特に最先端企業とかリーディング企業に対する支援というのは大切かと思っておりますけれども、もっと県民の皆さん方にわかりやすいような形で資料を書いていく、あるいはPRしていくということも考えて検討していただきたいと思います。

以上です。

○浦田祐三子委員長 課長、資料はあるんですか。大体そういったまとめたもの、わかりやすい資料。

○奥菌産業支援課長 一つ一つの企業になりますから、企業さんの守秘義務といいましょうか、ちょっとオープンにしたくないという

ようなものはございますので、どのような支援をしているのかとかいうのを一般的にやるとか、あるいは結果として付加価値額がどれくらい、例えばリーディング企業とその他のでこれくらい差がありますとか、そういうことは出せると思いますので、ちょっとそういったものを工夫しながら、もうちょっとわかりやすい資料にしていきたいと思っております。済みません。

○小早川宗弘委員 ここにトレジャーオブテクノロジーさんとかネクサスさんとか会社名が書いてありますけれども、どういう企業かなというのが会社名だけではわからぬものですから、その辺の情報を後でいいですけれども……。

○真崎商工観光労働部長 やったところは公表していい、名前出していいから、だからリーディング認定企業、育成企業に認定した時点で、どのくらいの規模の企業で、何年間でどういう支援をして、その結果どれだけか、10億超えたと、そういう既になったところ、今やっているところはちょっと厳しいところがあるけれども、そういうのを工夫してお示しできればと思います。よろしく願います。

○小早川宗弘委員 せっかくですので……。以上です。

○浦田祐三子委員長 ほかに質問はありませんか。

○東充美副委員長 1点よかですか。

今、食の安全が一番皆さんが興味があるというか、ある会社の化粧品でも回収作業で大変な損害が起きたといういろいろなことがあっておりますけれども、この13ページにありますけれども、残留農薬の検査で違反件数が

ゼロということが書いてありますし、また、この食品衛生法の中で、732検体中11件で成分規格基準違反と書いてありますけれども、これは残留農薬の検体とは別に、また534検体の中での11件が出たとか、その辺がちょっとわかりにくいんですけども、ちょっと教えてもらってよかですか。杉山さんかな。

○石崎くらしの安全推進課長 今の質問の内容としましては、この皆様にお配りしておりますリーフレットの2ページ目のほうに書いてある資料のことで説明させていただきますと、残留農薬等を検査しておりますのは、この1のほうの出荷前、生産段階と流通段階の299検体については残留農薬についても検査していると。

2の食品添加物、微生物、アレルギー物質等につきましては、製造と流通段階で、それも含めました上で、食品添加物、微生物、アレルギー物質なども検査しているというふうに御理解いただきたいと思います。

○東充美副委員長 わかりました。

だから、全体合わせて732検体調べたわけですね。それで11件出たと。これは昔ですかね、大分前になるけれども、○157の問題があった時点から、こういう食の安全が大分注目されてきたんですけども、今11検体というと、これは食品の流通過程で出たということで、今老朽化した検査機器というんですか、これを今度は更新するんですかね。これはもう更新されたんですか。

○石崎くらしの安全推進課長 先ほど御説明しましたように、従来取り組んでおりました高精度検査機器、LCMSMSといいますけれども、これにつきましては、17年から導入しまして、8年経過して、ことしの9月から9年目になるということで、9年目になりますと、今度オーバーホールということで4カ月

から6カ月の検査が必要になってくると、検査中断が必要になってくるということです。もう9月の段階で新機種に更新するということで、現在入札も終わりました、9月1日に設備できるように取り組んでおります。

○東充美副委員長 17年から変わったということで、それまでと検体の数は変わらぬと思うけれども、やっぱり基準から違反した何とありますか、検体とありますか、食品とありますか、17年以前からやっぱり大分ふえてきたんですかね。

○石崎くらしの安全推進課長 過去5年間ほどの調査をいたしましたけれども、件数的には余り変化はありません。基準を超えた件数につきましては、さほど大きくふえているというようなことはございませんけれども、減っているという状況にもないというような状況でございます。

○東充美副委員長 どっちにしても、これがゼロになることを皆さん努力されていると思うんですけれども、やっぱり人体に影響はないとかよく出てますよね。きょうの新聞だったかな、蜂蜜にも、農薬というのはニコチノイドかな、出とったというんですけれども、今、農薬の基準というのは、毎年というか、数十年前から大分やわらかくなってきていると思うんですけれども、やっぱりその時代その時代で変わってくるんですけれども、加工品の中にこういう検体を調べたら残留的には残っているということで、そういうPRをされているとは思いますが、なるだけゼロになるように、そういう高精度の機械があるんですから、なるだけ減らすような努力をされていると思いますけれども、PRのほうもよろしくお願ひしときます。

○石崎くらしの安全推進課長 先生の御指

摘、了解いたしました。積極的に情報提供に努めていきたいと思っております。

なお、農薬の関係ですけれども、18年にポジティブリスト制度が導入されました、全ての農薬の基準値が定められたということで、当県では、他県に先駆けまして、生産段階では400種類の農薬を調査しまして、流通段階では600種類、これは輸入品も入ってきますので、国内に出回らない農薬まで含めて600種類の農薬を調査しているということで、全国的にも食の安全については先進的な取り組みをしておりますので、引き続きそういった取り組みをやっていることを県民の皆さんにお知らせしていきたいと考えております。

○東充美副委員長 了解しました。

○磯田毅委員 それに関係した質問ですけれども、本当に食品の安全というのは難しいものがあって、例えばポジティブリスト制度ができた関係上、実は私も生産者ですけれども、費用を負担して、毎年、うちの部会は60名いますけれども、恐らく数十万単位だったと思います。ちょっと金額は忘れちゃったけれども、毎年それを負担して、自主検査して出しているわけなんですね。信用があれば、本当はこういうのは無駄だと思いますけれども、今のところ仕方がないということであれば、自治体が行っているそういう検査の費用、そして民間の消費者団体とか生産者組織とかなんかが行っている自主的な検査も含めて、一体幾らぐらい年間お金がかかっているのかというのは、わかりますか。

○石崎くらしの安全推進課長 済みません、私の手元には、その関係の数字はわかりかねますので、まだいろいろ調査が必要かと思えます。食の安全につきましては、食の安全安心県民会議ということで、生産団体、消費者団体の方たちに集まっただきまして、い

ろんな会議を開催しておりますので、そういったところでいろいろな情報提供、情報共有に努めていきたいと考えております。

○磯田毅委員 これは、今TPP交渉の中で、こういった日本の物に対する障壁ですね。これは以前農水省の方から聞いたんですけども、ポジティブリスト制度で全ての農薬を組上に上げたというのは、実は外国から来る農産物をとめるための一つの施策であって、日本の生産者をいじめるものではないということと言われて、ああ、なるほどかと思っただけですけれども、そういった面で、このTPP交渉の中で、こういったものがどんどん基準が緩くなると、こういった検査も不要になってくるとか、精度もそんなに要らないとかいう。このLCMSMSというのですか、これは幾らぐらいしますか。

○石崎くらしの安全推進課長 昨年、予算要求のために調査しました際には、定価格では1億何千万の機器という話もございましたけれども、実際入札でしましたところ、7,000万から8,000万ぐらいの額で2台整備できることになりました。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、議事次第3、その他の(1)報告事項に入ります。

報告の申し出が環境生活部から2件、商工観光労働部から2件あっておりますので、まず、説明を全て受けた後に質疑を受けたいと思います。

それでは、報告事項1及び報告事項2につきまして説明をお願いいたします。

○松田環境保全課長 環境保全課でございます。

報告事項の1ページをお願いいたします。

平成24年度に実施しました大気汚染調査、化学物質及び環境騒音調査等の結果について御説明いたします。

まず、1の大気環境の調査でございます。

(1)の大気汚染常時監視調査につきましては、県内36地点で環境基準の達成状況を調査しております。調査地点は、3ページの図1に示しております。

測定の結果、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は調査した全ての地点で環境基準を下回っております。しかし、光化学オキシダントと微小粒子状物質PM2.5は、それぞれに環境基準を超えた日があり、基準は未達成でした。3ページの図2及び表1に超過した日数の推移を示しております。

次に、(2)の酸性雨調査につきましては、県内4地点で測定してございまして、調査の結果、全ての地点で酸性雨pH5.6以下が観測されております。経年的にはほぼ横ばいで推移しており、全国的にも同様な傾向で、これまで目立った被害の報告はあっておりません。

(3)のアスベスト調査につきましては、全て基準値以下でございました。

次に、2の有害大気汚染物質の調査結果でございます。

調査内容は、環境基準が設定されましたベンゼンなど4物質と指針値が定められております水銀など17物質について、県内6地点で調査をいたしました。全ての物質で基準値等を下回っております。経年的に見ますと、各物質とも濃度は低下傾向にあり、全国的にも同様な傾向にあります。

4ページの図4に、代表例としまして、ベンゼンの年平均値の推移を掲載させていただいております。

2ページをお願いいたします。

3の環境騒音調査結果でございます。

航空機騒音、自動車交通騒音、新幹線騒音、振動について調査を行っております。

まず、(1)の航空機騒音は、阿蘇くまもと空港周辺の9地点で常時監視を行っておりまして、全ての地点で環境基準値を下回っております。調査結果は、4ページの表2に示しております。

(2)の自動車交通騒音につきましては、県及び県内14市それぞれで実施いたしまして、幹線道路沿道151区間で調査をしております。調査結果は、93.2%で環境基準を達成しております。調査結果の詳細は、同じく4ページ表3に示しております。

(3)の新幹線の騒音、振動の平成24年度の調査結果につきましては、さきの4月議会で御報告させていただいておりますので、今回は説明を省かせていただきます。

なお、平成25年度の調査は、5月から7月にかけて県と沿線の関係市で調査を実施し、今月8日に、委員の皆様へ御報告するとともに公表させていただいております。

最後に、4の環境放射能水準調査の結果でございます。

本調査は、平成元年から文部科学省の委託を受けまして、降水・降下物、空間放射線量率、農産物などの放射能調査を実施しているもので、調査の結果、全ての項目に異常値はありませんでした。

続きまして、5ページをお願いいたします。

平成24年度の水質調査結果について御報告いたします。

まず、河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質調査結果でございます。

調査項目は、水質汚濁の指標でございますBOD、CODなどの生活環境項目や、カドミウムなどの健康項目などについて、計90項目を調査しております。

まず、(2)の河川の調査結果ですが、調査地点は7ページの図1に示しておりますの

で、この図により御説明申し上げます。

河川の環境基準は、水質汚濁の代表的な指標でありますBODであらわします。水域ごとにAからEの6類型に基準が設定されております。平成24年度は、47水域で調査し、赤丸で囲みました基準点が超過したことにより、1水域が基準未達成でございました。

次に、(3)の湖沼の調査ですが、調査地点は緑色の四角で示しております竜門ダム、緑川ダム、市房ダムの3湖沼が対象となっております。湖沼の環境基準は、水質汚濁の代表指標でありますCODをもってあらわし、全ての湖沼で環境基準を達成しております。

6ページをお願いいたします。

また、富栄養化物質であります窒素、リン及びカドミウムなど健康項目につきましても、環境基準を達成しており、ここ近年は3水域とも環境基準を達成しております。

次に、(4)の海域の調査結果でございます。

調査水域は、8ページの図2に示しておりますので、この図により御説明申し上げます。

海域の場合は、水質汚濁の代表的指標はCODが環境基準として設定されております。環境基準は、水域ごとにA類型、B類型、C類型と3区分に分けられておりまして、類型指定がなされております。調査水域は、有明海、八代海、天草西海などの計19水域で調査をしております。

調査の結果、赤丸で示した地点が基準を超過しているところがございますので、5水域が環境基準未達成でございました。

9ページの図3をごらんください。

これは、富栄養化物質である全窒素及び全リンの水域ごとの環境基準の類型指定図でございます。

環境基準の類型は、ローマ数字のⅠからⅢの3区分に指定されておりまして、7水域に分かれております。調査の結果は、7水域の

うち1水域が環境基準未達成でございました。赤潮が異常発生いたしました平成12年度以降は、数値的には大きな変動はなく、近年はほぼ横ばいで推移しております。

次に、10ページをお願いいたします。

これは、地下水質の環境基準の達成状況を把握するため、カドミウムなど28項目について常時監視を行っているものでございます。調査井戸は575本を選定いたしまして、①の新規概況調査から⑥の特定地点調査まで6区分に分けて調査を行っております。

平成24年度の調査結果は、前年度まで把握している汚染を除きまして、新たな汚染は確認されませんでした。

④の汚染地区調査におきまして、基準調査しておりますヒ素、フッ素、ホウ素につきましては、自然要因によるものと考えられまして、近年ほぼ同様な状況にあり、人為的な要因でありますトリクロロエチレンなど有機塩素化合物等につきましては減少傾向にあります。また、硝酸性窒素については、ここ数年横ばいで推移しております。

なお、超過井戸につきましては、市町村と連携し飲用指導等を行うとともに、継続調査を実施することとしております。

次の11ページの図4は、平成24年度の調査による環境基準を超過した井戸の箇所をあらわしたものでございます。

今後も、新たな井戸調査、基準超過した井戸の継続監視を行うとともに、実態把握や原因究明を行い、県民の安心、安全のため、調査を実施してまいりたいと思っております。

説明は以上でございますが、本日御報告いたしました大気・化学物質等環境調査結果及び水質調査結果の概要につきましては、ホームページに掲載し、公表することとしております。

また、毎年、両調査結果の詳細については、このオレンジ本、また青本ということで製本化をいたしまして、関係機関に配布する

とともに、委員の皆様にも後日お届けする予定でございます。

環境保全課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○浦田祐三子委員長 次に、報告事項3について説明をお願いします。

○渡辺観光課長 観光課でございます。

報告事項の商工観光労働部の資料をごらんいただきます。よろしくお願いいたします。

まず、1ページでございます。

2019年女子世界ハンドボール選手権大会の熊本県招致に関しては、観光課と教育庁の体育保健課で担当いたします。

まず1番、大会の概要でございますが、女子ハンドボールの世界一決定戦ということで、ことし12月、セルビアで第21回目が開催されます。2年おきに開催されておまして、ことしセルビア、2015年デンマーク、2017年ドイツ、2019年が未定となっております。この2019年のハンドボール選手権大会の熊本県招致を考えておるものでございます。アジアでは、1990年に韓国、2009年に中国で開催されております。

2番目、招致についてでございますが、日本ハンドボール協会と熊本県ハンドボール協会が、2019年女子世界ハンドボール選手権の熊本県招致につきまして、熊本市及び関係団体と一体となって、本県は協会の主体的な取り組みを支援するというところでございます。

3番目、招致の必要性でございます。

まず、オムロン女子ハンドボールチームというのは、日本のトップチームとして山鹿にございますけれども、その地域特性を生かして、世界選手権大会における地元選手の活躍等によりまして、本県のハンドボール人気を高め、競技力向上につなげるということと、ようこそくまもと観光立県推進計画の中で、M I C E等の誘致促進を掲げておまして、

国際スポーツ大会の誘致は、国内外への情報発信、あるいは新たな観光客層を開拓、獲得するチャンスでございますので、それに有効な手段だというふうに考えています。

4番目の経緯でございますが、本年2月21日に、国会議員による超党派ハンドボール振興議員連盟が、2019年女子世界ハンドボール選手権大会を日本に招致するという決議を可決いたしております。

2ページをごらんいただきます。

4月3日に、熊本県ハンドボール協会理事会で、2019年の女子世界ハンドボール選手権大会招致に向けた決議を可決いたしております。さらに、4月18日に、ムスタファ国際ハンドボール連盟会長等が蒲島知事を表敬訪問いたしまして、知事は支援を表明いたしております。5月27日に、熊本県ハンドボール協会が、知事に文書で協力を依頼しておりますし、県議会、あるいは熊本市、熊本市議会、それから商工関係団体等にも同様の依頼をされております。さらに、6月15日、日本ハンドボール協会が、熊本開催に向けて、IHFへ開催希望表明書を提出いたしております。さらに、7月2日、IHFから受理され、その結果、日本を含め、そこに書いてございますマケドニア、ノルウェー、スロバキア、チュニジア、ウクライナ、6カ国が立候補しているということが判明いたしております。さらに、7月16日に、日本ハンドボール協会渡邊会長が蒲島知事を表敬訪問されておまして、知事は、熊本市とともに協会の主体的な取り組みをバックアップするということを表明いたしております。

5番目、開催国決定までのスケジュールの予定でございますが、9月2日にIHFへ開催計画書を提出いたします。さらに、10月3日、または4日に、スイスのバーゼルにございますIHFの本部において立候補国によるプレゼンテーション、それから、10月中旬にIHFの委員が候補地熊本を現地調査される

ということです。さらに、10月28日、または29日に、カタールのドーハでIHFの理事会がございまして、そこで最終プレゼンテーションをいたし、同日開催国の決定がなされる予定でございます。

参考としまして、16年前、1997年男子世界ハンドボール選手権大会・熊本の概要ですが、24カ国参加のもと、県内4会場、パルクドーム、熊本市総合体育館、山鹿市総合体育館、八代市総合体育館で開催いたし、観戦者数は28万8,955名ということで、これは過去の大会の中で4番目に多い数というふうに聞いています。

以上、よろしく願いいたします。

○浦田祐三子委員長 続きまして、報告事項4について説明をお願いいたします。

○磯田国際課長 国際課でございます。

台湾・高雄市との国際交流促進覚書締結につきまして御報告させていただきます。

資料3ページをお願いいたします。

アジアの活力を熊本に取り組む施策の一つといたしまして、台湾との経済交流促進を進めておりますが、このほど台湾・高雄市と国際交流促進覚書を締結することとなりましたので、御報告いたします。

高雄市との覚書締結につきましては、昨年11月に、高雄市の陳市長が、この9月に開催されますアジア太平洋都市サミットへの参加依頼のために来熊され、その際、蒲島知事を表敬訪問されたことがきっかけでございました。その後、ことし1月に高雄市を知事が訪問した際に、トップ間で経済交流促進の覚書を締結することで合意いたしておりました。その具体的な締結でございます。

覚書の締結日時は、9月9日を予定しております。締結の内容といたしましては、1、貿易及び投資等の促進、2、観光、教育などの分野における相互交流促進、3、定期便就

航へ向けた協力の3点でございます。

縣市合併して成立した現在の高雄市からの要望もございまして、今回、熊本県、熊本市、高雄市の3者による覚書締結をすることにいたしております。

県と政令市が連携して海外の自治体と覚書を締結いたしますのは、全国でも初めてのことでございます。締結の当日は、県議会の皆様に御同席をお願いするほか、熊本市議会、本県経済関係者の皆様も同席して締結式を行う予定でございます。

なお、今回の知事の台湾訪問にあわせまして、同時期に開催されております国際会議、アジア太平洋都市サミットの場での本県PRや定期便就航に向けた航空会社の訪問などの知事トップセールスを予定しております。

また、9月8日日曜日から11日水曜の3泊4日の日程で、熊本空港から台湾に向けチャーター便が造成され、県民向けのツアーの募集が行われております。多くの県民の皆様の参加を期待しているところでございます。

台湾との経済交流の促進につきまして、委員の皆様のご理解と御支援をよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○浦田祐三子委員長 以上で報告の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。質疑はありませんか。

○井手順雄委員 環境生活部、BODとかCODの質問ですが、7ページ。

この基準超過地点という赤丸がついていますが、それは、具体的に何が——坪井川、どのくらいのあれが……。

○松田環境保全課長 この基準点超過したのは⑳というところございまして、下の表にございますように、堀川の手前の坪井川合流点のところでございます。環境基準は、ここ

はピンクになっておりますので、D類型になりまして8、10ぐらいちょっと少しオーバーというような状況でございました。

○井手順雄委員 坪井川の流域になっているとすれば、18番になるのかな。この辺じゃ、もう全然基準値は超してないという状況ですか。

○松田環境保全課長 はい、そうでございます。

○井手順雄委員 原因は何でしょうか。

○松田環境保全課長 この地点については、24年度もそうでしたけれども、23年度も超えておりました。理由につきましては、明確にまではちょっとわかっておりませんが、環境基準のピンクのところとそれから坪井川というのは、A類型ということで重なってきます。堀川のほうが少し基準が負荷が高いということで、こちらのほうに生活排水とかこういったのが流れ込むということで、堀川のほうが基準が高目に設定してありますので、ここの合流点でございますので、こういったところが影響しているのではないかと、うふうに考えております。

○井手順雄委員 原因がなかなかわからないと。なら、何でこういう調査をするんですか。調査して、超えたところは原因を追求して、環境基準に入るような施策を打ち出すというための調査でしょう。それをわからないじゃ調査する意味がないと思いたくありません。

そして、8ページ。

これまた赤い丸が環境基準超過地点、ほとんど赤丸ですね、これ。これはどういうことですか。



○松田環境保全課長 この赤丸で囲んだところが基準点が設定してありまして、その中の基準点が超過した地点でございます。評価は、例えば横にあります有明海(15)、これが水域でございます、この水域の中で、この基準点が超過した場合は、この水域は基準未達成ということになります。

○井手順雄委員 何の基準が未達成なんですか。

○松田環境保全課長 環境基準ということでございます。

○井手順雄委員 環境基準の具体的なやつは何ですか。

○松田環境保全課長 これは、CODという環境基準項目が設定されておりまして、ここで、環境基準がCODが2ppmという数字を超過しているということでございます。

○井手順雄委員 CODというのは——酸素量はBODか。CODは何。

○松田環境保全課長 BODは河川等に適用されまして、同じくやはり酸素の消費量でございます。BODは、生物的に消費される酸素の量、それから、海域とか湖沼につきましては、やはり酸素の消費量でございますけれども、化学物質による消費量ということで設定されております。

○井手順雄委員 これもさっきの河川と一緒に、超えてますよという注意喚起は、今ネットでしますとか言いなはるばってんが、それに対してどういった環境基準におさまるような施策をしていくとかということをあわせて出すべきじゃなかろうかと思うけれども、それに関しては全然考えていない。

○松田環境保全課長 いや、これにつきましては、陸上で流れを含みますいろんな生活系、あるいは工場からの排水、また、いろんな農業、畜産、そういったところからの影響というのがありますので、こういったところから関係機関と連携いたしまして、そういった対策は、まずは講じているところでございます。

○井手順雄委員 だけんが、言いたいとはね、こうやって超えてますよと言うんだったら、そういうのは目に見える形で対応していく、環境基準をクリアできるような施策を持っていくという、今度はもう一步進んだ、踏み込んだこういう調査、あとは結果が出たらそれに対応するといったところまでしていかなぬと、ただこれは絵に描いた、ただ超えてますよと、それだけでしょ。だけんが、私はいかぬと思います。そういうところは、もうちょっと一步進んだところでやっていってもらいたいというふうに思いますし、関連で、前回も質問したんですけれども、PM2.5。

超過した日数が、24年で57回、だんだんふえてきていますね。今後も、これはふえる要素はあると思うんですが、機械が超えまして、数字が超えたから警報を出しましたと、それがおさまって警報を解除しましたというのは、どぎゃんだったですか。

○松田環境保全課長 前回、井手先生のほうからお話をいただきましたこの解除につきまして、これも含めましてですけれども、今回、今注意喚起をすることで、いろんな対応方針あるいは内容を持っておりますけれども、これにつきまして、現在全体的に見直しを考えております。

もちろん、解除につきましても考えておりまして、また、今注意喚起は、早朝の早い時間に、皆さんが行動をするという時間に参考

情報として出すということにしておりますが、8時以降はこれは今のところ考えていなかったわけですが、日中におきましてもそういったことができないか。そうしますと、解除あるいはそういったものも含めまして、もっと県民の皆様、情報のきめ細かなものが提供できるかということで、今検討を進めております。

時間的にはかなり詰めておりますけれども、今後、冬場事象が高くなる、その前までには一応注意喚起の見直しを全面的に行いたいというふうに考えております。

○井手順雄委員 そういうことで、頑張っていたきたいと思っておりますけれども、9月は、運動会だとか町民の体育祭だとか、そういったイベントがいっぱいあるんですよ。そのときに、やっぱりこういう注意喚起が出たときに、やっぱり主催者としてはどうしようかなと悩むところもありますので、そういうのはぴしゃっとしていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございませんか。

○西岡勝成委員 台湾・高雄市との国際交流促進事業についてですが、我々の1、2期生のころには非常に台湾とも友好関係が深く、議連も存在をしておりました。だんだんだんだん中国が台頭するとともに、台湾とが薄くなってきた経緯があって、議連もなくなったんですね。そしてまた、最近またこういう東日本の被災地への温かい支援といえますか、お見舞い等々を含めて、もともと韓国、中国と比べると、親日的である、非常に関係の深いところと、こうやって交流をまた進めていくというのは、非常に大事だと思いますけれども、中国から何か圧力みたいなものは

ないですか。

○磯田国際課長 今、西岡委員おっしゃったように、台湾というのは本当に親日的で、人口も2,300万人なんですけれども、非常に経済的にも豊かな方が多いので、熊本県との経済交流を強めていくということでは、大変魅力的で可能性も大きい地域だと思っております。そういった意味で、経済交流を強めていくということを側面にやっていこうと思っておりますので、今のところ大丈夫かなと思っておりますので、今のごときでございます。

○西岡勝成委員 高雄を選んだ、何といえますか、要するに熊本との——もちろんそれは第2の都市であるし、何か類似点とか、可能性とか、そういうものについて、選んだ理由をもう一回教えてください。

○磯田国際課長 1つは、今話がありましたように、陳市長と知事との関係というのが、まず1つきっかけがございましたというのが1つございました。それから、具体的な利点としては、やはり高雄市は270万人の人口がおりまして、面積的には熊本の約半分なんですけれども、人口は1.5倍ぐらい、また、経済的にも非常に大きな規模を持っています。しかも、アジアに向けた、アジアの中では4番目に大きい港も持っております。また、国際空港も持っています。そういった意味で、熊本がそちらとつながることによって経済的なメリットがいろいろ受けられるのではないかとございまして、今回踏み切ることにいたしましたところでございます。

○西岡勝成委員 具体的に、まず何を売り込みにいきますか。

○磯田国際課長 台湾においては、今も食品関係が特に親日的なところでございまして、

かつ、日本の食に対しても関心も高く、経済力もありますので、今もデパートとかで台北とかもやっておりますが、そういったものも高雄とかともやっていきたいと思えます。

それから、今回経済の方々にもなるべくお声をかけておりますので、まずはいろんな形でお会いいただいて、そこから何かつながっていくものがないかということも考えております。

それから、修学旅行とかそういったものもお互いにできるようにならないかということを考えています。

あと、忘れておりました、大きなことで。今台湾からの観光客は、熊本県では韓国に次いで2番目に多うございますので、観光客の方もたくさんこちらに来ていただくようなセールスもやってまいりたいと思っております。

○西岡勝成委員 ぜひ、この前行ったときに、コレラのはやるところは生ものは余り食べないという話で、水産物はなかなか輸出が難しいんじゃないかという、生ものは難しいんじゃないかという話もありました。だから、日本の生ものの流通というのはすばらしいんですね。どこの山の中に行っても刺身で食べられるような、そういう衛生といいますか、そういう管理ができてますので、そういうシステムもアピールしながら輸出するぐらいの感じで、ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

この前、陳水扁さんとも一緒にお会いできて非常にありがたかったですけれども、知事とも非常に交流が深いようですから、ぜひ頑張ってください。

○磯田国際課長 はい。頑張ってまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありません

んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 質疑がないようですので、その他に移りたいと思えます。

委員の先生方から何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望が6件提出されております。お手元に写しを配付いたしておりますので、後ほどごらんいただきますようお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時49分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長